

大口町告示第32号

大口町子ども・子育て世帯に対する利用者支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町子ども・子育て世帯に対する利用者支援事業実施要綱の一部を
改正する要綱

大口町子ども・子育て世帯に対する利用者支援事業実施要綱（平成29年大口町
告示第72号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 大口町保健センター

第3条を次のように改める。

(事業内容)

第3条 利用者支援事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者支援事業（基本型）（国が定める利用者支援事業実施要綱（以下「国要
綱」という。）に規定する基本型をいう。）

ア 利用者の個別ニーズの把握並びにそれに基づく情報の集約及び提供、相談
並びに利用支援に関すること。

イ 教育・保育施設又は地域の子育て支援事業等を実施している関係機関との
連絡、調整、連携及び協働の体制づくりに関すること。

ウ 地域の子育て資源の育成、地域課題の発見及び共有並びに地域に必要な社
会資源の開発等に関すること。

エ リーフレットその他の広告媒体を活用した積極的な広報、啓発等サービス
利用者への周知に関すること。

(2) 利用者支援事業（母子保健型）（国要綱に規定する母子保健型をいう。）

ア 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健及び育児に係る相談に関する
こと。

イ アにより把握した情報に基づく母子保健サービス等の選定及び情報提供に
関すること。

ウ 支援を必要とする者に対しての支援プランの策定、評価及び見直しに関す
ること。

エ 支援を必要とする者の早期把握及び支援体制の整備に関すること。

2 大口町子育て支援センター及び大口町保健センターは、前項各号に掲げる事業を一体的に行うため、相互に緊密に連携して利用者支援事業を実施するものとする。

第4条中「子ども・子育て支援に関する相談業務について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情及び社会資源に精通したものとして町長が認めたものとする」を「次のとおりとする」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 基本型 子ども・子育て支援に関する相談業務について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情及び社会資源に精通したものとして町長が認めたものとする。

(2) 母子保健型 母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師又はソーシャルワーカー

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。